

豊中市新生児聴覚検査事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新生児期の聴覚に関する異常の早期の発見及びこれに対する早期の対応を図るために実施する豊中市新生児聴覚検査事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は豊中市とする。

(実施対象者)

第3条 新生児聴覚検査（以下「聴覚検査」という。）の対象者は、聴覚検査を受検する日（以下「受検日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている生後2か月未満の乳児とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認める場合は、対象者とすることができる。

(聴覚検査の内容及び回数)

第4条 事業に基づき実施する聴覚検査の内容は、医療機関等で実施する保険診療対象外の聴覚検査で、自動聴性脳幹反応検査（AABR検査）又は耳音響放射検査（OAE検査）の検査方法により実施されたものとする。

2 事業に基づき実施する聴覚検査の回数は、実施対象者1人につき1回（初回検査のみ）を対象とする。

(聴覚検査料)

第5条 市長は、実施医療機関等に対し、聴覚検査料として実施対象者1人につき、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（聴覚検査に要した費用が当該額に満たない場合は、当該聴覚検査に要した費用の額）を支払うものとする。

- (1) 自動聴性脳幹反応検査（AABR検査） 4,020円
- (2) 耳音響放射検査（OAE検査） 1,500円

(実施医療機関等)

第6条 聴覚検査は、次に掲げる医療機関等において実施する。

- (1) 一般社団法人大阪府医師会に加入する医療機関（以下「医師会加入実施医療機関」という。）及び一般社団法人大阪府助産師会に加入する助産所（以下「実施助産所」という。）
- (2) その他、市長が認める医療機関及び助産所。

(委託機関)

第7条 市長は、聴覚検査の実施について一般社団法人大阪府医師会および一般社団法人大阪府

助産師会と委託契約を締結する。

(受検票)

第 8 条 本市が実施する聴覚検査の受検票(以下「受検票」という。)の交付は、母子健康手帳の交付時に行うものとする。ただし、他の市区町村からの転入等により受検票の交付を受けていない妊婦又は乳児の保護者に対しては、別途交付できるものとする。

2 受検票の交付を受けた保護者は、聴覚検査を受けようとするときは、受検票に必要事項を記入の上、母子健康手帳と共に委託医療機関等に提出し、受検するものとする。

3 受検票の交付を受けた保護者は、当該受検票を、他人に譲渡してはならない。

(事後指導)

第 9 条 委託医療機関等は、聴覚検査を受検した乳児の保護者に対して検査結果を説明し、必要な助言指導を行うものとする。

2 委託医療機関等は、前項に規定する保護者のうち、事後指導が必要なものに対し、豊中市と連携を図り、豊中市の保健師等による保健指導その他の十分な事後指導を行えるよう配慮するものとする。

3 委託医療機関等は、聴覚検査の結果、精密検査が必要となった乳児の保護者に対し、精密な聴覚検査を実施する医療機関等を紹介し、助言指導を行うものとする。

(聴覚検査料の請求及び支払)

第 10 条 聴覚検査を行った委託医療機関等は、聴覚検査料の請求をしようとするときは、1 か月分を取りまとめの上、新生児聴覚検査請求書に受検票を添付し、大阪府医師会又は大阪府助産師会を経由して、市長宛てに送付するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、請求書を受理した日から 30 日以内に実施医療機関等が指定する金融機関の口座に振り込むことで、支払うものとする。

(受検票を使用せず聴覚検査を受検した者に係る助成)

第 11 条 市が交付する受検票を使用できなかったことにより、新生児聴覚検査を自らの費用負担で受検した者は、豊中市妊産婦・乳幼児健康診査等助成金交付要綱に基づき当該聴覚検査の受検に要した費用の助成を受けることができる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出生した聴覚検査の対象者について適用する。

(準備行為)

3 第8条第1項の規定による受検票の交付及び事業の実施に関し必要な手続等は、施行日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

2 改正前の様式で提出されたものについては、当面の間、改正後の要綱の規定による様式とみなす。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年(2024年)4月1日から実施する。